

川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領

平成13年3月1日

12川ま備第513号市長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、当該事業の補助金等の交付に関して必要な事項を定める。

第2章 建設費に係る補助

(全体設計の承認)

第2条 認定事業者は、特定優良賃貸住宅の建設事業の実施が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金の交付申請前に、当該事業費の総額、年度ごとの事業費の額、事業完了予定時期等について、全体設計承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額及び年度ごとの事業費を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上適当と認めた場合は全体設計の承認を決定し、全体設計承認書(第2号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(建設費に係る補助金の交付申請)

第3条 建設費に係る補助金の交付を受けようとする認定事業者は、補助金の交付の対象となる事業に着手する前に、建設費補助金交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(建設費補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容及び必要な条件を付して建設費補助金交付決定通知書（第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（建設費補助金の交付申請等の代行）

第5条 管理者は、認定事業者から委任を受けた場合にあっては、認定事業者に代わって建設費補助金の交付申請及び請求等の業務を行うことができるものとする。

（事業内容の変更）

第6条 認定事業者は、補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、建設費補助金交付変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額の変更を承認したときは、建設費補助金交付変更決定通知書（第6号様式）により認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、補助金の額に変更が生じない事業内容の変更をしようとするときは、事業内容の変更報告書（第7号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第7条 認定事業者は、補助金の交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業の中止又は廃止を承認したときは、事業中止（廃止）承認書（第9

号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第8条 認定事業者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了することが困難となった場合は、事業完了期日変更報告書(第10号様式)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 認定事業者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を事業事故報告書(第11号様式)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第10条 市長は、認定事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、認定事業者が前項の命令に従わなかったときは、事業の一時停止を命ずることができる。

(建設費補助金の実績報告)

第11条 認定事業者は、事業が完了したときは、速やかに建設費補助実績報告書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、事業が翌年度以降にまたがる場合で、建設費補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに建設費補助年度終了報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(建設費補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認め

た場合は、交付すべき補助金の額を確定し、建設費補助金額確定通知書（第 14 号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前号の通知をした後に補助金を交付するものとする。

（建設費補助金の請求）

第 13 条 認定事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後に建設費補助金請求書（第 15 号様式）を市長に提出し、建設費補助金の請求をするものとする。

（是正のための措置）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による審査及び現地調査などの結果、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をとるべきことを認定事業者に対して命ずることができる。

2 前項の命令により認定事業者が必要な措置を講じた場合は、第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定を準用する。

第 3 章 家賃の減額に係る補助

（家賃減額補助金の交付申請）

第 15 条 家賃の減額に係る補助金の交付を受けようとする認定事業者は、家賃減額補助金交付申請書（第 16 号様式）に、入居者から徴した家賃補助申請書（第 17 号様式）、収入計算書（第 18 号様式）、市県民税課税額証明書、住民票その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、新築住宅又は空き家住宅に新たに入居する者については、入居決定後速やかに申請しなければならない。

（家賃減額補助金の交付決定）

第 16 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、家賃減額補助金の交付を決定したときは、家賃減額補助金交付

決定通知書（第 19 号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（家賃減額補助金の交付申請等の代行）

第 17 条 管理者は、認定事業者から委任を受けた場合にあっては、認定事業者に代わって家賃減額補助金の交付申請及び補助金の請求等の業務を行うことができるものとする。この場合において、第 19 条、第 20 条及び第 21 条中「認定事業者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

（家賃減額補助金の変更）

第 18 条 認定事業者は、家賃減額補助金の交付決定後において家賃減額補助金の額に変更が生じたときは、家賃減額補助金交付変更申請書（第 20 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、家賃減額補助の変更を承認したときは、家賃減額補助金交付変更決定通知書（第 21 号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（家賃減額補助金の実績報告）

第 19 条 認定事業者は、当該年度における家賃減額補助金の執行状況について、当該年度終了後速やかに家賃減額補助実績報告書（第 22 号様式）に家賃減額明細書を添付し、市長に報告しなければならない。

（家賃減額補助金の額の確定）

第 20 条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、家賃減額補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき家賃減額補助金の額を確定し、家賃減額補助金額確定通知書（第 23 号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前号の通知をした後に補助金を交付するものとする。

(家賃減額補助金の請求)

第 2 1 条 認定事業者は、前条の通知を受けた後に家賃減額補助金請求書（第 24 号様式）を市長に提出し、家賃減額補助金の請求をするものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

第 4 章 特定優良賃貸住宅の管理に係る補助

(特定優良賃貸住宅の管理に係る補助金の交付申請)

第 2 2 条 特定優良賃貸住宅の管理に係る補助金の交付を受けようとする管理者は、住宅管理費補助金交付申請書（第 25 号様式）に住宅管理費補助明細書（第 26 号様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

(住宅管理費補助金の交付決定)

第 2 3 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容及び必要な条件を付して住宅管理費補助金交付決定通知書（第 27 号様式）により管理者に通知するものとする。

(住宅管理費補助金の変更)

第 2 4 条 管理者は、住宅管理費補助金の交付決定後において住宅管理費補助金の額に変更が生じたときは、住宅管理費補助金交付変更申請書（第 28 号様式）に住宅管理費補助明細書を添付のうえ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認したときは、住宅管理費補助金交付変更通知書（第 29 号様式）により管理者に通知するものとする。

(住宅管理費補助金の実績報告)

第 25 条 管理者は、住宅管理費補助金に係る当該年度が終了したときは、速やかに住宅管理費補助金実績報告書（第 30 号様式）に住宅管理費補助明細書を添付のうえ、市長に報告しなければならない。

（住宅管理費補助金の額の確定）

第 26 条 市長は、前条の報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、住宅管理費補助金の額を確定し、住宅管理費補助金額確定通知書（第 31 号様式）により管理者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をした後に補助金を交付するものとする。

（住宅管理費補助金の請求）

第 27 条 管理者は、前条の通知を受けた後に住宅管理費補助金請求書（第 32 号様式）を市長に提出し、住宅管理費補助金の交付請求をするものとする。

第 5 章 雑則

（補助金の交付決定の取り消し）

第 28 条 市長は、認定事業者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは建設費補助金、家賃減額補助金又は住宅管理費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき
- (3) 特定優良賃貸住宅が空き家になったとき
- (4) 当該特定優良賃貸住宅の供給計画の認定が取り消されたとき
- (5) 要綱又はこの要領若しくは関係法令の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第 29 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合

において既に補助金が認定事業者又は管理者に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第30条 この要領に定めるもののほか、補助を実施する上で必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成11年2月23日から施行する。

(川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領の廃止)

2 川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領(平成6年3月29日付け5川建企第619号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(利子補給金に係る経過措置)

3 旧要領に基づく住宅金融公庫借入金に係る利子補給金の交付申請等の手続きについては、なお従前の例によるものとし、平成11年3月31日限りでその効力を失う。

(事務費補助金に係る経過措置)

4 旧要領に基づく事務費補助金に係る交付申請等の手続きについては、なお従前の例によるものとし、平成11年3月31日限りでその効力を失う。

(川崎市地域特別賃貸住宅B型に係る経過措置)

5 平成7年12月26日で廃止された川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領(平成3年7月1日)の廃止日現在に管理開始されているものについては、従前の取り扱いによる。ただし、同要領第5条及び第6条については、「7月」を「10月」に読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(川崎市地域特別賃貸住宅B型に係る経過措置)

- 2 平成7年12月26日で廃止された川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領(平成3年7月1日)の廃止日現在に管理開始されているものについて、第1号様式を附則様式1に、第4号様式を附則様式2に、第9号様式を附則様式3に、第10号様式を附則様式4に、第28号様式を附則様式5に、第30号様式を附則様式6に改定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年3月16日から施行する。

(川崎市地域特別賃貸住宅B型に係る経過措置)

- 2 平成7年12月26日で廃止された川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領(平成3年7月1日)の廃止日現在に管理開始されているものについて、第32号様式を附則様式7に、第33号様式を附則様式8に改定する。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者 （認定事業者）住所
氏名

全 体 設 計 承 認 申 請 書

特定優良賃貸住宅建設事業について、全体設計の承認を受けたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第2条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 対象団地
- 2 事業の施行場所
- 3 特定優良賃貸住宅建設事業に要する経費
- 4 事業年度及び年度ごとの事業費
- 5 事業完了の予定期日 年 月 日

（添付書類）
特定優良賃貸住宅供給計画認定書の写し

様

全 体 設 計 承 認 書

年 月 日付けで申請のありました特定優良賃貸住宅建設事業の全体設計について申請のとおり承認しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第2条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 全体設計を承認した団地

2 事業の施行場所

3 事業完了の予定期日 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 (認定事業者) 住所
氏名

建設費補助金交付申請書

特定優良賃貸住宅の建設費の一部について補助を受けたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 建設費補助に係る事業の経費の配分及び使用方法
- 3 事業完了の予定期日

ただし、事業完了の予定期日は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条の規定に基づき認定を受けた供給計画に定めるとおりとする。

4 補助金交付申請額 千円 (補助対象事業費 千円)

5 その他

申請者 (認定事業者)	住所	
	氏名	様
特定優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

建設費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました特定優良賃貸住宅の建設費補助について、次のとおり補助を行うことと決定しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第4条の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 補助額 金 千円
- 完了期日 年 月 日
- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 供給計画の変更を行う場合には、川崎市特定優良賃貸住宅供給計画認定基準第3条又は第27条に基づき、認定を受け又は報告をすること。
 - 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、関係法令及び川崎市特定優良賃貸住宅供給計画認定基準等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者（認定事業者） 住所
氏名

建設費補助金交付変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定通知を受けた特定優良賃貸住宅の建設費補助について、次の変更をしたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第6条第1項の規定に基づき申請します。

1 交付決定通知書 年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 変更事項

3 補助金交付変更申請額

(1) 補助金交付変更申請額 円

(2) 既補助金交付決定額 円

(3) 差引増△減額 円

申請者 (認定事業者)	住所	
	氏名	様
特定優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

建設費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のありました特定優良賃貸住宅の建設費補助金の変更について、次のとおり変更することと決定しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第6条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 変更事項

2 補助金交付変更申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助金交付変更申請額 | 円 |
| (2) 既補助金交付決定額 | 円 |
| (3) 差引増△減額 | 円 |

3 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、関係法令及び川崎市特定優良賃貸住宅供給計画認定基準等を遵守すること。

4 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの の取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住所
氏名

事 業 内 容 の 変 更 報 告 書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容の変更をしたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第6条第3項の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

1 変更する理由

2 事業の施行場所 川崎市 区

3 事業の完了期日 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者（認定事業者） 住所
氏名

事業の(一部・全部)中止又は(廃止)承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について事業を(一部・全部)中止又は(廃止)したいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第7条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の(一部・全部)中止又は(廃止)する理由
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
- 3 事業の(一部・全部)中止又は(廃止)に係る内容
- 4 事業の(一部・全部)中止又は(廃止)に係る補助金の額

(1)補助金交付決定額	千円
(2)廃止等申請額	千円
(3)差引額	千円

事業の(一部・全部)中止又は(廃止)承認書

年 月 日付けで申請のありました事業の(一部・全部)中止又は(廃止)について、申請のとおり承認しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第7条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の(一部・全部)中止又は(廃止)に係る補助金の額
 - (1)補助金交付決定額 千円
 - (2)廃止等申請額 千円
 - (3)差引額 千円

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住所
氏名

事 業 完 了 期 日 変 更 報 告 書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定に付された期日までに完了することが困難になりましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第8条の規定に基づき報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 補助金交付決定に付された完了期日 年 月 日
- 3 変更後完了期日 年 月 日
- 4 変更の理由
- 5 事業実施状況表
- 6 工程表

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住所
氏名

事 業 事 故 報 告 書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、事業の遂行が困難になりましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第9条の規定に基づき報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事故の内容
- 3 事故に対する措置
- 4 事業に及ぼす影響

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住所
氏名

建設費補助実績報告書

年度の標記の補助について、次のとおり執行しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第11条第1項の規定に基づき報告します。

1 報告に係る補助金

年 月 日付け川崎市指令 第 号による交付決定分

2 補助金の受領金額 金 円

3 補助金の配分金額 金 円

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住所
氏名

建設費補助年度終了報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定の通知を受けた特定優良賃貸住宅建設事業の 年度における実績について、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1 事業の内容

2 事業の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 事業に係る補助金の 年度における執行状況 円

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

建設費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度の標記の補助金について次のとおり確定しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第12条第1項の規定に基づき通知します。

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 確定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 交付済補助金額 | 金 | 円 |
| 3 返還金額 | 金 | 円 |

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

請求者（認定事業者） 住 所

氏 名

住 宅 名 称

所在地

建 設 費 補 助 金 請 求 書

年 月 日付け 川 第 号をもって建設費補助金額確定
通知を受けましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第13条の規定
に基づき、次のとおり請求します。

1 請 求 金 額 金 円

2 請 求 内 訳

3 振 込 先

金融機関名		店
預 金 種 別	普通預金 当座預金	口座番号 フリガナ 口座名義人

4 問 い 合 わ せ 先

住 所

氏 名

電 話

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者(認定事業者) 住 所
氏 名

家賃減額補助金交付申請書

特定優良賃貸住宅の家賃の一部について補助を受けたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 今回申請の家賃減額に係る経費配分及び使用方法
- 3 今回申請の家賃減額に係る完了期日
- 4 補助金交付申請額 千円
- 5 補助金算出根拠
- 6 その他

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

家 賃 補 助 申 請 書

特定優良賃貸住宅の家賃の一部について補助を受けたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

現住所			
特定優良賃貸住宅	所在地	川崎市 区	
	名称		住戸番号 号
氏名			自宅電話
			携帯電話

住 所	
認定事業者氏名	様

家賃減額補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金については、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第16条の規定に基づき、次のとおり補助を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	
家賃減額補助金交付決定金額		

年度分 (年 月 ~ 年 月)

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入居者の入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項に基づき、家賃減額補助金交付変更申請を行うこと。
 - 家賃の額から補助額を差し引いた額を超え、入居者に対し家賃を請求しないこと。
 - 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、関係法令及び川崎市特定優良賃貸住宅供給事業認定基準等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者(認定事業者) 住所
氏名

家賃減額補助金交付変更申請書

川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項の規定に基づき、次の変更がありましたので次のとおり申請します。

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

- 1 交付決定通知書 年 月 日 川崎市指令 第 号
- 2 変更事項
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 1に係る今回変更申請後の経費配分及び使用方法
- 5 1に係る今回変更申請後の完了期日
- 6 変更後補助金交付申請額及び算出根拠
- 7 その他

住 所	
認定事業者氏名	様

家賃減額補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金については、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第2項の規定に基づき、次のとおり変更することと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

特定優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	
今回交付決定額		
前回交付決定額		
変更増△減額		

年度分 (年 月 ~ 年 月)

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入居者の入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項に基づき、家賃減額補助金交付変更申請を行うこと。
 - 家賃の額から補助額を差し引いた額を超え、入居者に対し家賃を請求しないこと。
 - 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、関係法令、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業認定基準等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（認定事業者） 住 所
氏 名

家賃減額補助実績報告書

年度の標記の補助金について、次のとおり執行しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第19条の規定に基づき報告します。

1 報告に係る補助金

年 月 日付け川崎市指令 第 号ほかによる交付決定分

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

家賃減額補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度の標記の補助金
について、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第20条第1項の規定に基づ
き、次のとおり確定しましたので通知します。

確定補助金額

円

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

請求者（認定事業者） 住 所
氏 名

印

家 賃 減 額 補 助 金 請 求 書

年 月 日付け 川 第 号をもって家賃減額補助金額
確定通知を受けましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第21条の
規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳
- 3 振込先

金融機関名		店
預 金 種 別	普通預金 当座預金	口座番号 フリガナ 口座名義人

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 (管理者) 住所
氏名

住宅管理費補助金交付申請書

特定優良賃貸住宅の住宅管理費の一部について補助を受けたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第22条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 今回申請の住宅管理に係る経費の配分及び使用方法
- 3 今回申請の住宅管理に係る完了期日
- 4 補助金交付申請額 金 千円
- 5 補助金額積算根拠

申請者(管理者)住所

氏名 様

住宅管理費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度の管理費補助金について、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第23条の規定に基づき、次のとおり補助を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 今回の決定に係る補助期間 年 月から 年 月
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - (1) 管理戸数の減等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、住宅管理費補助金変更申請を行うこと。
 - (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、関係法令、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業認定基準等を遵守すること。
- 4 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者（管理者） 住 所
氏 名

住宅管理費補助金交付変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定通知を受けた特定優良賃貸住宅の住宅管理費について、次の変更をしたいので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第24条第1項の規定に基づき申請します。

1 交付決定通知書 年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 変更事項

3 変更内訳

4 変更申請

（1）補助金交付変更申請額 円

（2）既補助金交付決定額 円

（3）変更増△減額 円

住宅管理費補助金交付変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって変更申請のありました住宅管理費補助金について次のとおり変更することと決定しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第24条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 変更事項

2 補助金交付変更決定額 円

(1) 補助金交付変更申請額 円

(2) 既補助金交付決定額 円

(3) 差し引き増△減額 円

3 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

報告者（管理者） 住 所
氏 名

住宅管理費補助金実績報告書

年度の標記の補助について、次のとおり執行しましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第25条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 報告に係る補助金

年 月 日付け川崎市指令 第 号による交付決定分

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

住宅管理費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度の住宅管理補助金について、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第26条第1項の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

確定補助金額

円

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

請求者（管理者） 住 所
氏 名

印

住宅管理費補助金請求書

年 月 日付け 川 第 号をもって住宅管理費補助金
額確定通知を受けましたので、川崎市特定優良賃貸住宅供給事業補助要領第27条
の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳
- 3 振込先

銀行	
支店	
種別	
口座番号	
受取人	

(あて先) 川 崎 市 長

申請者(入居者) 住所

氏名

家賃助成金申請書

地域特別賃貸住宅の家賃の一部について助成を受けたいので、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、助成を取り消されても異議を申し立てません。

地域特別 賃貸住宅	所在地			
	名 称		住戸 番号	
氏 名			自宅電話	
			携帯電話	

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 今回申請の家賃助成に係る経費の配分及び使用方法
- 3 今回申請の家賃助成に係る完了期日
- 4 助成金交付申請額及び算出根拠
- 5 その他

申請者

住 所			
住宅名		住戸番号	
氏 名	様		

家賃助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域特別賃貸住宅の家賃の助成について、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第6条の規定に基づき、次のとおり助成を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

今回の決定に係る 助成期間	年 月 日から 年 月 日		
期 間	家 賃 A	補 助 額 B	入居者負担額 A - B
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第10条に基づき、家賃助成変更申請を行うこと。
 - 地域特別賃貸住宅制度要綱、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要綱等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

（あて先）川 崎 市 長

申請者（入居者） 住所
氏名

家賃助成金変更申請書

川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第10条の規定に基づき、次の変更がありましたので申請します。

地域特別 賃貸住宅	住 所			
	名 称		住戸 番号	
氏 名			自宅電話	
			携帯電話	

- 1 交付決定通知書 年 月 日 川崎市指令 第 号
- 2 変更事項
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 1に係る今回変更後の経費の配分及び使用方法
- 5 1に係る今回変更後の完了期日
- 6 助成金交付申請額及び算出根拠
- 7 その他

申請者

住 所			
住宅名		住戸番号	
氏 名	様		

家賃助成金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域特別賃貸住宅の家賃助成の変更について、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第11条の規定に基づき、次のとおり変更を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

今回の決定に係る 助成期間	年 月 日から 年 月 日		
期 間	家 賃 A	補 助 額 B	入居者負担額 A - B
年 月 日～ 年 月 日	円	円	円

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第10条に基づき、家賃助成変更申請を行うこと。
 - 地域特別賃貸住宅制度要綱、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要綱等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 (管理者) 住 所
氏 名

住宅管理費助成金申請書

地域特別賃貸住宅の住宅管理費の一部について補助を受けたいので、川崎市地域特別賃貸住宅 B 型制度要領第 28 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 今回申請の住宅管理に係る経費の配分及び使用方法
- 3 今回申請の住宅管理に係る完了期日
- 4 助成金交付申請額 金 千円
- 5 助成金額積算根拠

住 所	
管理者氏名	様

住宅管理費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度の住宅管理費助成について、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第29条の規定に基づき、次のとおり助成を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 今回の決定に係る補助期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - (1) 管理戸数の減等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第31条に基づき住宅管理費助成金変更申請を行うこと。
 - (2) 地域特別賃貸住宅制度要綱、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要綱等を遵守すること。
- 4 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

第 号

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

住 所

氏 名

住宅管理費助成金交付変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた特定優良賃貸住宅の住宅管理費助成金について、次の変更をしたいので、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第31条の規定に基づき申請します。

1 交付決定通知書 年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 変更事項

3 変更内訳

4 変更申請

（1）補助金交付変更申請額 円

（2）既補助金交付決定額 円

（3）差し引き増△減額 円

住宅管理費助成金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました住宅管理費助成金について、次のとおり変更することと決定しましたので、川崎市地域特別賃貸住宅B型制度要領第32条の規定に基づき申請します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 変更事項

2 変更決定

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助金交付変更決定額 | 円 |
| (2) 既補助金交付決定額 | 円 |
| (3) 差し引き増△減額 | 円 |

3 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。